

■銀行法施行規則（第19条の2、3）

【単体開示事項】（銀行法施行規則第19条の2第1項）

1. 銀行の概況及び組織に関する事項

イ. 持株数の多い順に10以上の株主に関する事項……………27

2. 銀行の主要な業務に関する事項

イ. 直近の中間事業年度における事業の概況…………… 1

ロ. 直近の3中間事業年度及び2事業年度における
主要な業務の状況を示す指標…………… 2,27

ハ. 直近の2中間事業年度における業務の状況を示す指標

(1) 主要な業務の状況を示す指標
① 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、
コア業務純益、コア業務純益（投資信託解約損益を除く。）…………… 17

② 資金運用収支、役員取引等収支、特定取引収支、
その他業務収支…………… 17

③ 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、
利回り、資金利ざや…………… 16~18

④ 受取利息、支払利息の増減…………… 18

⑤ 総資産経常利益率、資本経常利益率…………… 16

⑥ 総資産中間純利益率、資本中間純利益率…………… 16

(2) 預金に関する指標
① 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、
その他の預金の平均残高…………… 19

② 固定金利定期預金、変動金利定期預金、
その他の区分ごとの定期預金の残存期間別の残高…………… 19

(3) 貸出金等に関する指標

① 手形貸付、証書貸付、当座貸越、割引手形の平均残高…………… 20

② 固定金利、変動金利の区分ごとの貸出金の残存期間別の残高…………… 20

③ 担保の種類別の貸出金残高、支払承諾見返額…………… 20

④ 用途別の貸出金残高…………… 21

⑤ 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合…………… 21

⑥ 中小企業等に対する貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合…………… 21

⑦ 特定海外債権残高の5%以上を占める国別の残高…………… 21

⑧ 預貸率の期末値、期中平均値…………… 16

(4) 有価証券に関する指標

① 有価証券の種類別の残存期間別の残高…………… 23

② 有価証券の種類別の平均残高…………… 23

③ 預証率の期末値、期中平均値…………… 16

(5) 信託業務に関する指標

① 信託財産残高表…………… 27

② 金銭信託の受託残高…………… 27

③ 信託期間別の金銭信託の元本残高…………… 27

④ 金銭信託等の種類別の貸出金及び
有価証券の区分ごとの運用残高…………… 27

⑤ 金銭信託等に係る有価証券の種類別の残高…………… 27

3. 銀行の業務の運営に関する事項

イ. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況……………72~73

4. 銀行の直近の2中間事業年度における財産の状況に関する事項

イ. 中間貸借対照表、中間損益計算書、
中間株主資本等変動計算書…………… 11~15

ロ. 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権、
貸出条件緩和債権の額及びその合計額…………… 22

ハ. 元本補填契約のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権、
延滞債権、3ヵ月以上延滞債権、貸出条件緩和債権に
該当するものの額及びその合計額…………… 27

ニ. 自己資本の充実の状況…………… 28~68

ホ. 流動性に係る経営の健全性の状況…………… 69~71

ヘ. 有価証券、金銭の信託、第13条の3第1項第5号イからホま
で（デリバティブ取引）に掲げる取引に関する取得価額、
契約価額、時価及び評価損益…………… 24~26

ト. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額…………… 22

チ. 貸出金償却の額…………… 21

リ. 銀行が中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等
変動計算書について金融商品取引法第193条の2第1項
の規定に基づき監査法人の監査証明を受けている旨…………… 11

【連結開示事項】（銀行法施行規則第19条の3）

1. 銀行及びその子会社等の主要な業務に関する事項

イ. 直近の中間事業年度における事業の概況…………… 1

ロ. 直近の3中間連結会計年度及び2連結会計年度における
主要な業務の状況を示す指標…………… 2

2. 銀行及びその子会社等の直近の2中間連結会計年度における 財産の状況に関する事項

イ. 中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、
中間連結株主資本等変動計算書…………… 3~9

ロ. 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権、
貸出条件緩和債権の額及びその合計額…………… 9

ハ. 自己資本の充実の状況…………… 28~68

ニ. 流動性に係る経営の健全性の状況…………… 69~71

ホ. セグメント情報…………… 9~10

ヘ. 銀行が中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、
中間連結株主資本等変動計算書について金融商品
取引法第193条の2第1項の規定に基づき監査法人の監査
証明を受けている旨…………… 3

■金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（第7条）

資産査定公表…………… 22

■銀行法施行規則第19条の2第1項第5号二等の規定に基 づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に 定める事項（金融庁告示第7号）

自己資本比率規制第3の柱に基づく開示事項…………… 28~68